

春は異動の季節です

3月・4月は進入学や就職、転勤などで大勢の人が新しい生活をスタートさせる季節です。それに伴い住所が変わる方も多くは、昨年常陸大宮市への転入は1,240人、転出は1,399人でした。そのうち、3月と4月の転入は409人、転出は458人と、2か月だけで年間の約3割を越えます。

今回は、転出する人や新しく市民になった方、市内で住所を変更する方などが行う、市役所での手続きについてお知らせします。

忘れていませんか？住所の届け出

住所を変更したときは、市役所への届け出が必要です。正しい住所を届けしていないと選挙ができなかったり、国民年金などの給付を受けられなかったり様々な影響が出てきます。

つい後回しになりがちですが、時間が経つと面倒になったり、忘れてしまうこともあります。期限内に本庁または、各総合支所で手続きをしましょう。また、この時期は窓口が大変混雑します。特に昼休みの時間帯や月曜日は混み合いますので、この間は避けるか、時間に余裕を持っておいでください。

住所が変わった時の主な届出

届出	転入届	転出届	転居届
こんなとき	他の市区町村から常陸大宮市に住所を移した時	常陸大宮市から他の市区町村に住所を移す時	常陸大宮市内で住所を移す時
いつまでに	引っ越しをした日から14日以内		
必要なもの	転出証明書		
	身分証明書（免許証、旅券、保険証等）認印		
受付窓口	常陸大宮市役所本庁または各総合支所市民課		

※異動者本人もしくは同一世帯主以外からの届出の場合には、異動者の委任状が必要となります。

市役所への手続き

住所が変わると、住所変更の届け出のほかにも手続きがたくさんあります。主な手続きを転入や転出、転居それぞれについて挙げてみましたので参考にしてください。

なお、場合によって必要なものが異なることがありますので、担当課にお問い合わせください。

常陸大宮市へ転入したとき



●水道

使用を開始する5日前までに届出をしてください。

●水道使用開始届

※給水装置が設置されているところの担当窓口にお申し込みください。

●下水道課

各総合支所建設課上下水道係



●下水道

使用を開始する5日前までに届出をしてください。

使用している施設によって届出の様式が異なります。

- 公共下水道使用開始（再開）届
- 農業集落排水施設使用開始（再開）届
- 戸別浄化槽使用開始等届

※所有者や世帯の人数が変わった場合にも届出が必要になります。

● 下水道課
各総合支所建設課上下水道係

●国民健康保険

社会保険等加入以外の方が対象。
● 国民健康保険
● 国民年金

●国民年金

国民年金加入者及び受給者が対象。
● 国民年金
● 老人保健

●老人保健

転入前に受給者だった方が対象。
● 老人保健
● マル福

●マル福

転入前に受給者だった方が対象。
● マル福
● 介護認定

● 介護認定
● 介護保険

●介護認定

転入前に要介護（要支援）認定を受けていた方が対象。
● 介護認定
● 各種手帳

● 各種手帳
● 各種手帳

● 各種手帳
● 各種手帳

● 各種手帳
● 各種手帳

● 各種手帳
● 各種手帳

● 各種手帳
● 各種手帳

● 各種手帳
● 各種手帳

お子さんがいる方



● 児童手当

小学校修了前の児童を養育している方に支給されます。

・認定請求書

〔前年度分の児童手当所得証明書、印鑑、受給者名義の銀行口座、年金加入証明（健康保険証写しでも可）〕

※単身赴任等で保護者のみ転入の場合
は別居監護の申立書が必要になるため世帯全員の住民票謄本を提出)

● 児童扶養手当

〔印鑑、児童扶養手当証書〕

〔福祉課・各総合支所福祉健康課〕

● 保育所入所

転入と同時に入所申し込みをする場合

〔保育所入所申込書、家庭状況申立書兼調査票、勤務証明書（両親とも要）、当年度分の源泉徴収票または確定申告の写し（源泉徴収税額が0の時は前年度分の住民税課税証明）〕

● 子育て支援室



● 小中学校

・児童生徒転入届

※受け入れ準備のため、事前に電話等でご連絡ください。

〔住民異動届書、印鑑〕

〔学校教育課〕

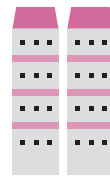
● 0歳～未就学児をお持ちの方

母子保健に関する情報（各種健診・予防接種等）をお伝えします。母子手帳を持って「かがやき」にお越しください。

〔健康推進課（かがやき内）〕

各総合支所福祉健康課健康推進係

市営住宅に住もうとする方



● 住宅に入るとき

・入居申込書

〔住民票または外国人登録済証明書の写し、納税証明書、課税証明書、非課税証明書、健康保険証等の写し〕

※書類は、入居者で該当する方全員分

● 転入等で同居者が増えるとき

・市営住宅同居承認願

● 住宅入居者に子供が生まれたとき

・市営住宅同居者異動届

● 市営住宅同居者異動届

〔都市整備課・各総合支所建設課〕

そのほか

● 防災無線

戸別受信機を貸与しますのでお申し出ください。

〔本庁及び各総合支所市民課〕

● ごみ

担当窓口で収集日程表及びごみの出し方パンフレットをお渡しします。

※ごみは、指定の袋で出してください。

※センターは、お住まいになる地域によつて異なります。

大宮・山方・美和・緒川地域

○大宮地方環境整備組合環境センター

☎029-2996-1744

御前山地域

○城北地方広域事務組合環境センター

☎029-288-5525

〔環境課・各総合支所市民課〕

● 税関係

固定資産税

市内に固定資産を所有している方は、所有者の現住所を確認する必要があります。

転入の際ご連絡ください。

〔税務課・各総合支所市民課〕

軽自動車税

転入し、登録住所が旧住所のまま使用する場合は届出が必要。

〔原動機付自転車／農業作業用〕

〔軽自動車（三輪・四輪）〕

〔軽自動車検査協会茨城事業所〕

☎029-2993-9989

・250cc以上の2輪小型自動車／

125cc以上250cc以下の軽二輪

〔茨城県陸運支局〕

☎050-5540-2017

● 保健予防

総合健診・婦人がん検診を希望する方は、「かがやき」へご連絡ください。

〔健康推進課〕

各総合支所福祉健康課健康推進係

区制について

常陸大宮市では、地域活動の基本として区制をしいています。

これからのまちづくりには行政と皆さんとの協働が欠かせません。

区制のもとで、地域の皆さんが支え合い連携して、活気ある地域、元氣な市をつくっていきましよう。

● 区の組織

区には、それぞれ区長、副区長、

班長が市から委嘱され、次のような役割を担っています。

区長：区内を統括し、地域と行政相互の連絡調整をするパイプ役です。

副区長：区長を補佐し、環境保全推進委員長を兼務します。

班長：班内世帯への文書配布など広報活動などを行います。

● 班内の世帯数が変わったら？

班内の世帯数が変更になった場合は、各区長を通してご連絡ください。

〔総務課庶務係〕

☎(52)1111 内線314

常陸大宮市から 転出するとき



●水道

使用を中止する5日前までに届出を
してください。

- 水道使用中止届
- 給水廃止届（水道の使用をやめて、
一切の事項を廃止するとき）

※給水装置が設置されているところの
担当窓口にお申し込みください。

●下水道

各総合支所建設課上下水道係
使用を中止する5日前までに届出を
してください。

使用している施設によって届出の様
式が異なります。

- 公共下水道使用中止（休止・廃止）届
- 農業集落排水施設使用中止（休止・
廃止）届

●戸別浄化槽使用開始等届（休止・廃止）
※所有者や世帯の人数が変わった場合
にも届出が必要になります。

●下水道課

各総合支所建設課上下水道係

●国民健康保険

国保被保険者が対象。

特健康保険証、印鑑

●国民年金

国民年金加入者及び受給者が対象。

特年金手帳または年金証書、印鑑

●老人保健

受給者が対象。

特受給者証、健康保険証、健康手帳、
印鑑

●マル福

受給者が対象。

特受給者証・健康保険証・印鑑

特医療保険課・各総合支所福祉健康課

●介護認定

要介護（要支援）認定を受けていた
人が転出する場合
介護保険受給資格証明書を交付しま
す。転出先の担当窓口へ提出してくだ
さい。

特介護高齢課・各総合支所福祉健康課

●各種手帳

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害
者保健福祉手帳などをお持ちの方
※転出先の市町村で手帳の住所変更手
続きをしてください。

特各種手帳、印鑑

特福祉課・各総合支所福祉健康課

お子さんがいる方



●児童手当

受給事由消滅届

特印鑑

※転出先の市町村で認定請求の手続き
が必要となります。

●児童扶養手当

特印鑑、児童扶養手当証書

特福祉課・各総合支所福祉健康課

●保育所

入所していた児童が転出する場合

特保育実施解除申込書

※単身赴任等で保護者のみが転出した
場合は記載事項変更届、源泉徴収税
額が0の時課税証明

特子育て支援室

●児童生徒転出届

※事前に担任の先生にご連絡ください。

特住民異動届書、印鑑

●妊娠中の方・0歳未満未就学児をお持ちの方

未使用の妊婦・乳児健康診査受診券及
び予防接種の予診票はお返しくだけさい。

●返還先

大宮地域↓健康推進課

その他↓医療保険課・各総合支所福
祉健康課

市営住宅にお住まいの方

●住宅を退去するとき

●市営住宅返還届（桜の丘住宅は駐車
場返還届も）

●住宅同居者が転出するとき

●市営住宅同居者異動届

特都市整備課・各総合支所建設課

そのほか

●防災無線

戸別受信機を返却してください。
特本庁及び各総合支所市民課

常陸大宮市内で 転居したとき



●児童生徒転居届

※事前に担任の先生にご連絡ください。

特住民異動届書、印鑑

●防災無線

※本庁及び各総合支所市民課

◆手続きはいろいろ

住所が変わると、市役所以外でもい
ろいろな手続きが必要となります。例
えば電話の移転や電気・ガス・運転免
許証などがあります。
漏れのないように、時間に余裕を
もった計画を立て、スムーズに手続き
を進めましょう。

